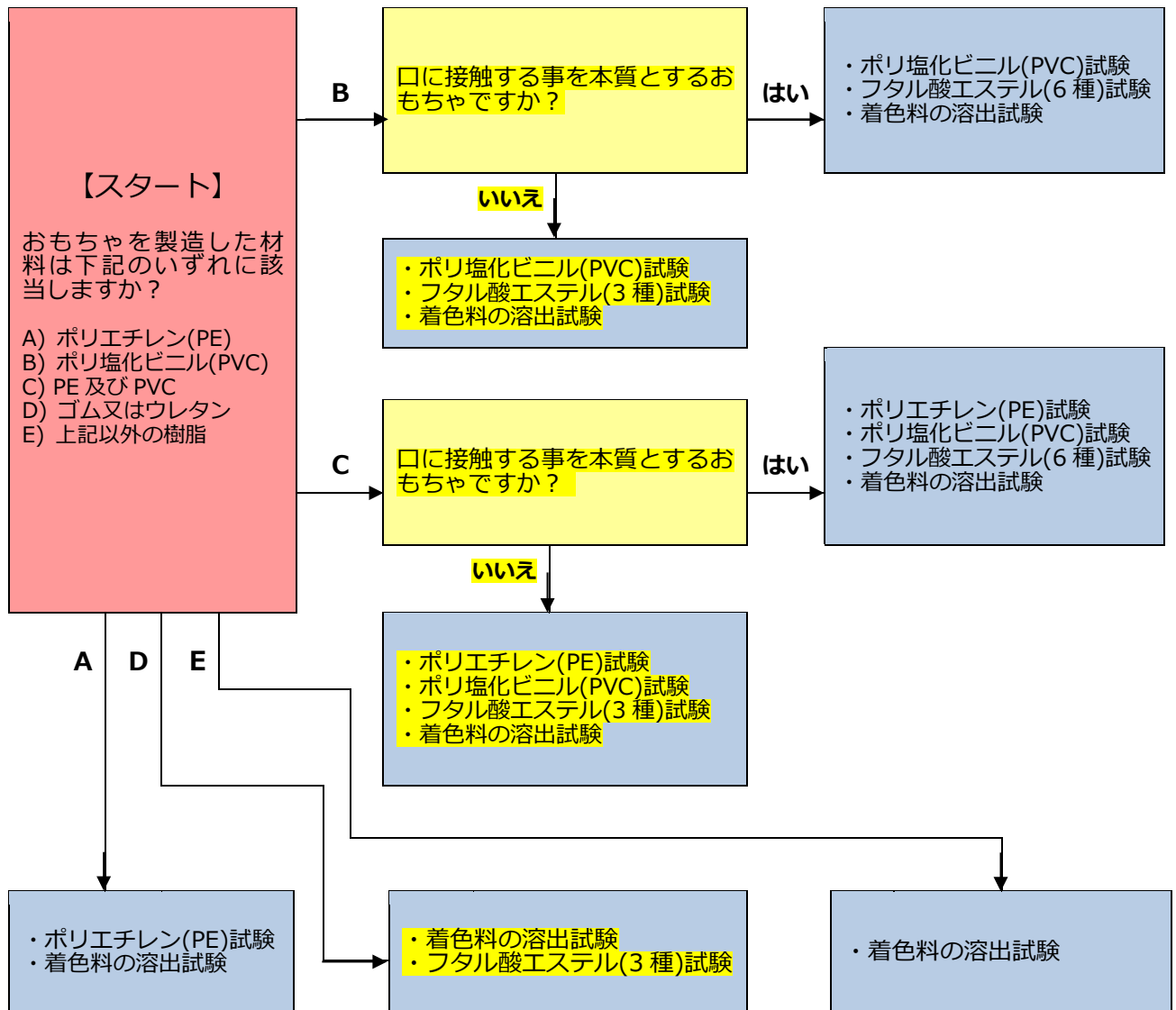


6歳児未満の乳幼児を対象としたおもちゃを輸入・販売する際は食品衛生法による規制を受けます。
 高分子試験・評価センターは食品衛生法の登録検査機関として、乳幼児の健康、またより一層の安全性を確保するために、おもちゃの安全性の検査を行っています。

■ おもちゃの製造材料（塗膜を除く*）



一般財団法人化学研究評価機構（JCII）高分子試験・評価センターでは、厳正・公平・守秘をモットーに試験・検査を受託しております。まずはお問い合わせ下さい。

一般財団法人 化学研究評価機構（JCII）

URL: <http://www.jcii.or.jp>

○ 高分子試験・評価センター 大阪事業所
 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3
 （東大阪市立産業技術支援センター内）
 TEL : 06-6788-8134 FAX : 06-6788-7891
 E-mail : osaka@jcii.or.jp

○ 高分子試験・評価センター 東京事業所
 〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17
 TEL : 03-3527-5115 FAX : 03-3527-5116
 E-mail : tokyo@jcii.or.jp